

### 立川市市民会館の愛称は 継続になりました

市は、平成26年から立川市市民会館にネーミングライツ制度を導入してまいりました。このたび、引き続き多摩信用金庫をスポンサーに決定し、3月28日に協定を締結しました。



● **施設の愛称** たましんRIS URUホール(継続)

● **事業者名** 多摩信用金庫

● **契約金額** 年額1000万円

● **契約期間** 4月1日～令和11年3月31日(5年間)

● **間改革推進課**・内線2703

### 柴崎市民体育館は改修に 伴い1年間休館します

柴崎市民体育館は、中規模改修のため、令和7年4月1日～令和8年3月31日に休館します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

● **間スポーツ振興課**☎(529)8515

### ブロック塀等撤去工事等 助成金を交付しています

市は、危険なブロック塀等を撤去する工事などの費用の一部を助成しています。

● **対象** 道路に面する場所に設置された高さ80センチメートル以上の危険なブロック塀等(コンクリートブロック塀、組積造の塀、万年塀、これらに類する塀や門柱)。なお、木塀も新設

のみ、対象になります。

● **助成額** ▽撤去等については、工事費用と既存の塀の長さ1メートル当たり6500円を乗じた額を比較して少ないほうの額(上限30万円) ▽新設(撤去すること前提)については、撤去の助成額に加え、新設費用と新設する塀の長さ1メートル当たり6000円を乗じた額を比較して少ないほうの額(上限18万円)。なお、工事後の塀は地震に対して安全な構造となることが条件です。

● **申請** 事前相談票に記入の上、必ず工事契約前に防災課へ相談してください。事前相談票と申請書等は防災課(市役所2階55番窓口)、建築指導課(市役所2階74番窓口)で配布しています(市ホームページからダウンロードも可)。

● **間防災課**・内線2531、**建築指導課**・内線2337

### 立川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を施行

市は、市民生活の向上を図ることを目的に、情報通信技術を利用する方法により手続き等を行うために必要となる事項を定めた条例を4月1日に施行しました。本条例により、市の条例や規則上、書面で行うこととされている手続きがオンラインでもできるようになりました。

● **利便性とセキュリティのバランス**がとれたサービスの提供に向けて、順次オンライン化への対応を進めます。

● **間情報推進課**・内線3205

### 「第三小学校／錦児童館 ／錦学童保育所複合施設 及び立川第三中学校整備 基本計画」を策定

市は、「第三小学校／錦児童館／錦学童保育所複合施設及び立川第三中学校整備基本計画」を策定しました。この計画は、安全で持続可能な公共施設を保有し続けるために令和3年3月に策定した「立川市前期施設整備計画」に基づいて策定したものです。整備の基本方針や配置計画、概算事業費、事業スケジュール等を示しています。くわしくは、市ホームページ、市政情報コーナー(市役所3階)、各図書館でご覧になれます。

● **間教育総務課**・内線2474

### 公開する会議日程

いずれも直接会場へ(先着順)。

● **都市計画審議会** 時5月9日

(木)午後2時から**場**市役所2階208・209会議室**定**10人**間**都市計画課都市総務係・内線2365

● **長期総合計画審議会** 時5月13日(月)午後7時から**場**市役所2階209会議室**定**5人**間**企画政策課・内線2686

● **教育委員会定例会** 時・場5月14日(火)午後1時30分から**場**市役所2階208・209会議室**定**5月27日(月)午後1時30分から**場**市役所1階101会議室**定**各20人**間**教育総務課庶務係・内線2465

● **地域公共交通会議** 時5月15日(水)午後1時から**場**市役所2階210会議室**定**5人**間**地域公共交通担当課・内線2282

## 児童関係の各種手当等 該当する方は申請を

● **間子育て推進課**・内線1346

市や国、都は児童を養育している方を対象に各種手当の支給や医療費の助成などを次の表のとおり行っています。現在これらの手当等を受けていない方が新たに手当等を受けるには、子育て推進課(市役所1階21番窓口)で申請が必要です。また、これらの手当等を受けている方で現況届の提出が必要な方には現況届の案内を郵送しますので、忘れずに提出してください。なお、各手当には所得制限があります。くわしくは市ホームページをご覧ください。

対象者・支給要件と手当月額(令和6年4月1日現在)	
学齢前	<b>㊶乳幼児医療費助成</b> 市内に住む学齢前の乳幼児を養育している方で、乳幼児が健康保険に加入している方に助成。 <b>【助成内容】</b> 保険給付が行われた医療費の自己負担分
小1～中3	<b>㊷義務教育就学児医療費助成</b> 市内に住む義務教育就学期の児童を養育している方で、対象児童が健康保険に加入している方に助成。 <b>【助成内容】</b> 保険給付が行われた医療費の自己負担分
高校生等	<b>㊸高校生等医療費助成</b> 市内に住む高等学校就学期の児童を養育している方で、対象児童が健康保険に加入している方に助成。 <b>【助成内容】</b> 保険給付が行われた医療費の自己負担分
中学校修了前	<b>児童手当</b> 中学校修了前の児童を養育する方に支給。 <b>【手当月額】</b> ▶3歳未満=15,000円▶3歳以上小学校修了前▶第1子・第2子=10,000円▶第3子以降=15,000円▶中学生=10,000円▶所得制限以上の世帯の児童=5,000円▶所得上限以上の世帯の児童=支給なし 生計中心者が公務員の場合は、職場での申請となります。令和6年度所得が所得上限内になる方は5月中旬に申請してください。

障害のある児童のいる家庭	<b>特別児童扶養手当</b> 20歳未満で、身体障害者手帳1級～3級程度、愛の手帳1度～3度程度の児童、長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童を養育している方に支給(施設に入っている児童や障害を理由とする年金を受給している児童を除く)。 <b>【手当月額】</b> ▶1級=55,350円▶2級=36,860円
	<b>児童育成手当(障害手当)</b> 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している保護者に支給▶身体障害者手帳1級・2級程度▶愛の手帳1度～3度程度▶脳性まひ▶進行性筋萎縮症 <b>【手当月額】</b> 15,500円
	<b>児童扶養手当</b> 次のいずれかに該当する児童を養育する父または母、養育者に、その児童が18歳になる年度末まで(中度以上の障害がある児童は20歳になるまで)支給▶父母が離婚した▶父または母が死亡または生死不明▶父または母が重度の障害(障害基礎年金1級程度)を有する▶父または母に1年以上遺棄されている▶父または母が法令により1年以上拘禁されている▶婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない▶父または母が保護命令を受けた <b>【手当月額】</b> ▶全額支給=45,500円▶一部支給=10,740円～45,490円▶加算分=2人目5,380円～10,750円、3人目以降3,230円～6,450円 公的年金受給の場合は、年金の月額分が差し引かれる場合があります。
	<b>児童育成手当</b> 次のいずれかに該当する児童を扶養している保護者に、その児童が18歳になる年度末まで支給▶父母が離婚した▶父または母が死亡または生死不明▶父または母が重度の障害(身体障害者手帳1級・2級程度)を有する▶父または母に1年以上遺棄されている▶父または母が法令により1年以上拘禁されている▶婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない▶父または母が保護命令を受けた <b>【手当月額】</b> 13,500円
ひとり親家庭	<b>㊹ひとり親家庭等医療費助成</b> 対象要件は上欄の児童扶養手当と同じ。中度以上の障害のある児童には20歳未満まで助成。対象者は健康保険に加入していることが必要。 <b>【助成内容】</b> 保険給付が行われた医療費の自己負担分の一部または全部

Fax (521)2653